

困難な問題を抱える女性への支援について

背景

- 令和4年5月 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）成立（令和6年4月施行）
- ✓ 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化
- ✓ こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠規定を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、新たな支援の枠組みを構築する法律が成立

新法のポイント

- 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定
- 民間との協働による支援の視点の取入れ
- **都道府県に基本計画の策定を義務づけ**

売春防止法

第1章 総則 第2章 刑事処分 **存続**

第3章 補導処分 **廃止**

第4章 保護更正

婦人相談所(女性相談センター)、婦人相談員、婦人保護施設 等

新法へ

支援に関わる関係機関等

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

支援対象者の意向を踏まえ、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援を実施
官民連携・アウトリーチによるきめ細やかな支援を行う